

# 市・県民税の 申告相談を行います

問 税務課市民税係☎43-7033

相談期間 2月3日～3月15日(月)



開 場 8時30分

受付時間 8時30分～15時  
(中央公民館は15時30分まで)

申告開始 9時



令和3年度(令和2年分)の申告相談を行います。期間内に正しく申告しましょう。

会場や日程など、詳しくは挟み込み4ページ「**令和3年度分 市・県民税申告相談日程表**」をご覧ください。

※市内の新型コロナウイルスの感染状況によっては、日程などを変更する場合があります。

## ■申告会場では

- ①受付時間内に、会場の入口付近にある番号札をお取りください。※開場前に番号札は配布しません。
- ②番号が呼ばれるまでお待ちください。※掲示している「開始目安時間」までは外出できます。

## ■会場での3密を回避するために

### □朝方の時間帯は来場を控える

朝方は大変混雑しますので、なるべく他の時間帯にご来場ください。



### □提出書類は、あらかじめ自宅で作成する

会場での滞在時間を短縮するため、あらかじめ収入と経費を帳簿などに記帳し、関係書類と併せて持参のうえ、ご来場ください。

### □可能なかたは、郵送で申告する

提出書類を自書できるかたは、郵送申告にご協力ください。

なお、申告書には日中連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。



※郵送での申告方法について、詳しくは1月下旬に郵送した申告書に

同封している「**申告の手引き**」をご覧ください(申告書は、市・県民税の申告が必要と思われるかたに郵送しました)。

## 新型コロナウイルス感染症対策に ご協力ください

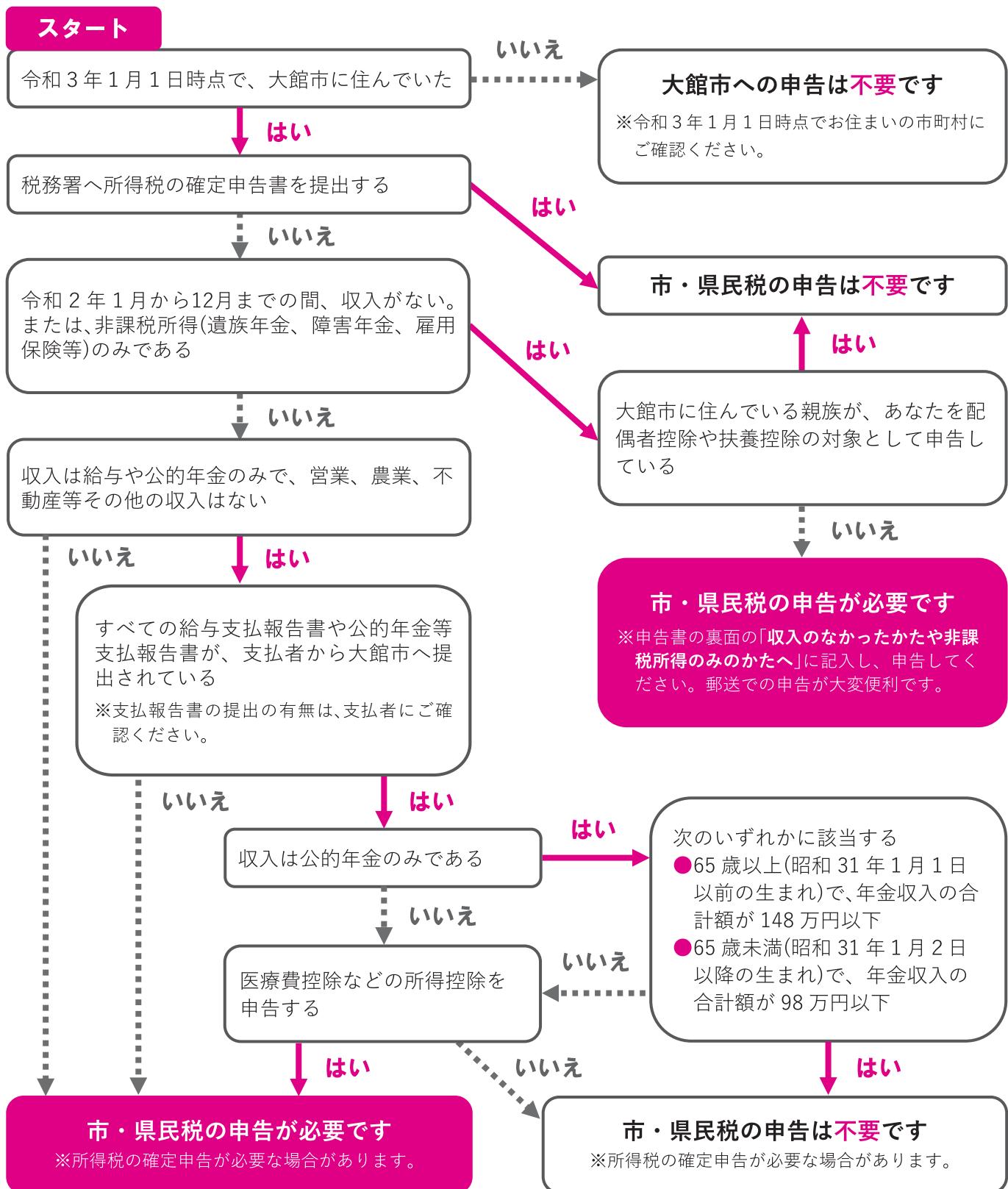
- マスクを着用のうえ、お越しください
- 会場の入口で、検温と手指の消毒を行ってください
- 待ち時間は、可能な限り自宅または車で待機してください
- 当日体調が優れないかたは、無理をせず別の日にお越しください  
(体温が37.5度以上のかたは入場をお断りする場合があります)



# あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況などから、市・県民税の申告が必要と思われるかたに郵送しました。  
申告書が届いていないかたも、下記の図を参考に、申告が必要な場合は申告してください。

**注意** 下記の図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。  
また、地方税法等の改正により変更になることがあります。



# 申告に関するお願い

## ■ マイナンバーが必要です

申告書には、申告者本人・控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者などのマイナンバーを記載してください。また、申告会場にお越しの際は、申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)と、本人確認書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。



## ■ 譲渡所得があるかた

収用による譲渡があったかたは、所得額が特別控除額以下で所得税が課税されない場合でも、国民健康保険税の減額判定資料などになりますので、忘れずに申告してください。

※譲渡所得、山林所得用の申告書様式を別途用意していますので、必要なかたはご連絡ください。

## ■ 医療費控除を申告するかた

医療を受けたかた・支払い先ごとに1年間分を集計し「**医療費控除の明細書**」を必ず作成してください。  
※健康保険組合等が発行する「**医療費通知**」を添付することで、医療費控除の明細欄の記入を省略できます。



① 医療を受けたかたの氏名	② 病院・薬局などの支払い先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	
大館 太郎	○○病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,600 円
〃	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	800
大館 花子	□□医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,900

## ■ 税務署で「確定申告は不要」と言われたかたでも…

税務署で確定申告は不要と言われたかたでも、市・県民税の申告が必要となる場合があります。  
次に当てはまるかたは、税務課市民税係にお問い合わせください。

- 給与所得者や公的年金収入が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下のかた
- 営業や農業、不動産所得があるが、所得税が課税されないかたなど

## 令和3年度の主な改正点

### ①給与所得控除額・年金所得控除額の見直し

- ・**給与所得**=控除額：一律10万円引き下げ 控除額の上限：195万円に設定  
※控除額の上限は、給与等の収入が850万円を超える場合に適用されます。
- ・**年金所得**=控除額：一律10万円引き下げ 控除額の上限：あり(上限額は条件により異なります)  
※控除額の上限は、公的年金等の収入が1,000万円を超える場合に適用されます。

### ②基礎控除の見直し

- 控除額：一律10万円引き上げ(43万円)。  
※合計所得金額が2,400万円を超える場合：所得金額に応じて控除額が減額されます  
合計所得金額が2,500万円を超える場合：基礎控除は適用されません

### ③所得金額調整控除の新設

- ・**給与等の収入が850万円を超え、子ども・特別障害者等がいる、または自身が特別障害者のかた**  
=給与等の収入から850万円を控除した額の10%(上限15万円)を、給与所得から控除
- ・**給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計が、10万円を超えるかた**  
=給与所得(上限10万円)および公的年金等に係る雑所得(上限10万円)の合計から10万円を控除した額を、給与所得から控除

### ④ひとり親控除・寡婦控除の見直し

- ・**ひとり親控除**=次の①②に当てはまる場合、所得から30万円を控除
  - ①ひとり親(未婚含む)で、同一生計の子がいる
  - ②合計所得金額が500万円以下で、事実婚をしていない
- ・**寡婦控除**=従来の条件に、上記②を追加

# 令和3年度分 市・県民税申告相談日程表

指定日に都合の悪いかたは、都合の良い日の会場にお越しください。

●下記の期間は、市役所での申告相談は行いません

日 に ち	相談受付地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会 場	
3日(水)	柏田、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢、寺ノ沢、松原、長走、陣場、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館	
4日(木)	本郷上、本郷下、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館	
5日(金)	小釧迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木、沼館	釧迦内公民館	
6日(土)	板子石、日景町、山神台、商人留、上袋町、卸町、高館下、釧迦内中台、釧迦内雇用促進住宅		
8日(月)	獅子ヶ森、長面、長面袋、日鉱獅子ヶ森、ニツ森、県市公営住宅	田代公民館	
9日(火)	上輕石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、谷地の平東、谷地の平緑、谷地の平西、中島、長慶荘		
10日(水)	平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、桜岱、前田、川反	田代公民館	
11日(木)	比立内、大巻、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1~3、みのり台		
12日(金)	赤坂下、中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大渕、大野、高嶋、中谷地、深岱、新明岱、館町、上名、向館、赤坂、大野岱	十二所公民館	
13日(土)	出口1~6、桜花、外川原、柏木、保滝沢、美杉、南町、若杉		
15日(月)	餅田、山田渡、赤石沢、立花、川口、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	下川沿公民館	
16日(火)	櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原、比内前田、杉沢、大子内	二井田公民館	
17日(水)	下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台		
18日(木)	下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	十二所公民館	
19日(金)	比内丁、馬喰町、大町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合		
22日(月)	中町、新町、市川、独鉱、向田、笹館、小新田	比内総合支所	
23日(火)	曙町、南町、沢、日詰、炭谷、水曲、沼田、大原木、谷地中、羽立、大巻、弥助		
24日(水)	八幡町、笹渕、横町、中野、長内沢、五日市、田尻、片貝、ニツ森、寺崎	比内総合支所	
25日(木)	下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畠沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢		
26日(金)	東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、ニタ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	中央公民館	
1日(月)	中山、沢山、羽立、金谷、大滝、平内、軽井沢、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうとう		
2日(火)	上代野、下代野、東ニツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石渕、ニツ屋、蘋ヶ岱、水交苑	中央公民館	
3日(水)	宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町、鳳町		
4日(木)	柄沢、東台、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、池内	中央公民館	
5日(金)	桂城、金坂、赤館、部垂町、長倉町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉱町(市営水門前住宅を含む)、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町、寺町、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、仲見世、餌釣、小館花		
8日(月)	桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、泉町、曙町	中央公民館	
9日(火)	清水町、住吉町、清水町住宅、清水南町、根下戸、萩野台、片山、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、根下戸新町		
10日(水)	御成町一丁目~五丁目、東成町、中道、有浦一丁目~六丁目(観音堂・大田面を含む)、御成町市営住宅、東有浦町、中道1区	中央公民館	
11日(木)	愛宕町、川原町、栄町、御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、豊町、北神明町、小館町、水門町、舟場、美園町		
12日(金)	★上記の日程で申告できなかったかた(全地域)		
15日(月)			